

介護保険特例居宅介護(支援)サービス費、特例居宅介護(支援)サービス計画費支給申請書
(受領委任用)
(平成 年 月分)

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号
			被保険者番号
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住 所	〒			電話番号			
費用額合計				円	うち被保険者負担分		円
<p>〇〇市長 様</p> <p>上記の特例居宅介護(支援)サービス費、特例居宅介護(支援)サービス計画費の支給を申請します。また、上記請求に基づく給付金の受領方を下記の者に委任します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号</p> <p>印</p>							
受取人の氏名 及び事業者名	(事業者名)						印
受取人の住所	〒			電話番号			
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号	
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金	
					2 当座預金	
	フリガナ 口座名義人	-----					

注意 ・ 保険料を完納されていない方で、支払方法の変更により償還払い給付となっている方は、受領委任による給付はできません。

市記入欄

保険料納付状況	備 考
未納保険料 有・無	
滞納保険料 有・無	

(別添3-1)

基準該当訪問介護事業者との契約書(参考例)

(契約の目的)

第1条 この契約は、〇〇市(町・村)(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)との間に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は第54条第1項第2号に係る特例居宅支援サービス費(以下「特例居宅介護サービス費等」という。)の代理受領について定めることを目的とするものである。

(サービスの内容)

第2条 乙は、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)のうち指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。)第40条第1項に規定する基準該当訪問介護のサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)を行う者である。

(特例居宅介護サービス費等の支給)

第3条 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当訪問介護について法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額【※の100分の〇〇に相当する額】(その額が現に当該基準該当訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当訪問介護に要した費用の額とする。以下第9項において「特例居宅介護サービス費等基準額」という。)の100分の90に相当する額とする。【※は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の〇〇の額を乗じ市町村の判断で費用の額を任意に定められる趣旨】

2 乙は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)が、乙から基準該当訪問介護を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当訪問介護に要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

- (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ甲に届け出ている場合であって、当該基準該当訪問介護が当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
- (2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ甲に届け出ている場合であって、当該基準該当訪問介護が当該基準該当

居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

(3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当訪問介護を含む基準該当居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ甲に届け出ているとき。

3 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。

4 乙は、基準該当訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

5 前項の領収証においては、基準該当訪問介護について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

6 乙は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生大臣が定める基準及び居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当訪問介護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。

7 甲は、乙からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。（※ 委託する場合のみ）

8 乙は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の例により、特例居宅介護サービス費等の請求を行うものとする。

9 乙は、前項の請求に併せて、第2項に定める居宅要介護等被保険者の委任を受けていることについて「介護保険特例居宅介護（支援）サービス費等支給申請書」（様式第1号）を甲（第7項の規定により審査及び支払に関する事務を連合会に委託している場合は、当該連合会とする。）に提出するものとする。

10 乙は、その提供した基準該当訪問介護について、第4項の規定により、当該サービスの利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該サービスを提供した際に、当該要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から乙に支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

11 甲が法第50条又は第60条の規定に基づき、基準該当訪問介護に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者については、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において甲が定めた割合」に、法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護等被保険者については、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(変更の届出等)

第4条 乙は、基準該当訪問介護の事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）の名称や所在地その他の別表に定める事項に変更があった場合には、甲に対し「変更届出書」（様式第2号）を提出するものとする。

2 乙は、当該事業を廃止又は休止する場合には、すみやかに、甲に対し「廃止・休止届出書」（様式第3号）を提出するものとする。

(報告等)

第5条 甲は、特例居宅介護サービス費等の支給に関して必要があると認めるときは、乙若しくは乙であった者若しくは基準該当居訪問介護事業所の従業者であった者（以下、この項において「乙であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、乙若しくは基準該当訪問介護事業所の従業者若しくは乙であった者等に対し出頭を求め、又は甲の職員に關係者に対して質問させ、若しくは基準該当訪問介護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業所情報の提供)

第6条 甲は、基準該当訪問介護事業所の情報（第3条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを都道府県に提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 契約年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当訪問介護事業所番号
- (6) その他〇〇市（町・村）が必要と認める事項

(契約の解除等)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除し、又は、この契約の一部をあらためることができる。

(その他)

第8条 この契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第9条 この契約の有効期間満了前1か月までに契約の当事者の何れか一方から何らかの意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものと見なす。

この契約の確実を証明するため本誓状通を作成し双方連名捺印のうえ各誓通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇市（町・村）

乙 〇〇

(別添3-2)

基準該当居宅介護支援事業者との契約書(参考例)

(契約の目的)

第1条 この契約は、〇〇市(町・村)(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)との間に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は第58条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費(以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。)の代理受領について定めることを目的とするものである。

(サービスの内容)

第2条 乙は、法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援(以下「基準該当居宅介護支援」という。)を行う者である。

(特例居宅介護サービス計画費等の支給)

第3条 特例居宅介護サービス計画費等の額は、当該基準該当居宅介護支援について法第46条第2項又は第58条第2項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額【※の100の〇〇に相当する額】(その額が現に当該基準該当居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援に要した費用の額とする。)とする。

【※は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の〇〇の額を乗じ市町村の判断で費用の額を任意に定められる趣旨】

- 2 乙から基準該当居宅介護支援を受けることにつき介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号ロに規定する届け出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)が、乙から基準該当居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅介護支援に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があったものとみなす。
- 4 乙は、基準該当居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 5 前項の領収証においては、基準該当居宅介護支援について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額につい